

## 宮崎県北部広域行政事務組合事務局組織規則

(平成7年2月10日規則第3号)

(改正 平成12年10月18日規則第2号)

(趣 旨)

第1条 この規則は、宮崎県北部広域行政事務組合事務局設置条例（平成7年条例第3号）第2条の規定に基づき、宮崎県北部広域行政事務組合（以下「組合」という。）の事務局の組織に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第2条 事務局に次に掲げる課及び係を置く。

- (1) 広域行政課                      広域行政係

(課長等)

第3条 課に課長を、係に係長を置く。

(職 務)

第4条 課長は、上司の命を受け課の分掌事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 係長は、上司の命を受け係の分掌事務を処理し、所属職員を指揮監督する。  
3 その他の職員は、上司の命を受け、担任業務を処理する。

(分掌事務)

第5条 課及び係の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 広域行政課

広域行政係

- (ア) ふるさと市町村圏計画（以下「計画」という。）の策定並びに計画に基づく事業の連絡調整及びその実施に関すること。  
(イ) ふるさと市町村圏広域活動計画に基づく事業の実施に関すること。  
(ウ) 広域事業に関すること。  
(エ) 組合議会及び理事会に関すること。  
(オ) 公印の管理及び公告式に関すること。  
(カ) 条例、規則及び訓令の制定及び改廃に関すること。  
(キ) 事務局職員の給与及び福利厚生に関すること。  
(ク) 財務に関すること。  
(ケ) 組合有財産の取得、管理及び処分に関すること。  
(コ) 事務局の庶務に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年10月18日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。